

新手の詐欺に
気をつけて！

令和6年8月1日発行

「〇〇ペイで返金します」に注意！
～ネットショッピング代金を返金するふりをして、送金させる手口～

① ネットショッピングしたが、
商品が届かない



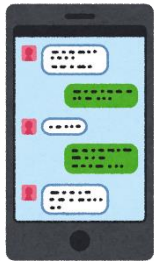
② メールや電話で、ショップから
返金の連絡がある

商品が準備
できないので
返金します。



③ line でやり取り

〇〇ペイで
返金します。
送った〇〇
ペイのリンク
をタップして
ください。



④ リンクをタップすると
〇〇ペイの画面が開き
言われるままに操作
すると…



⑤ 返金してもらはずが
送金しちゃった



銀行振込で代金を支払っているのに
返金は決済アプリ？
これは極めて不自然です！



👉 ここがポイント！

- ◆ 「〇〇ペイで返金します」と言われたら、
詐欺を疑う！
- ◆ 相手に指示されるがまま、スマートフォン
等を操作しない！



困ったら
すぐに相談
してケロ！



「旧紙幣が使えなくなる」は詐欺です！



令和6年7月3日から
新紙幣が発行されました！



こんな言葉に**注意**



- 今の紙幣は使えなくなります。
- 新紙幣に交換のため、係の者がうかがいます。
- ATMで新紙幣が使えるか調査しています。
謝金をお支払いするので、ATM操作にご協力ください。



新紙幣発行後も、
今までの紙幣は
引き続き使えます！

金融機関や行政機関
が、「新紙幣の交換」
を求めることはありません！

「ATM操作への誘導」
や「紙幣を預かる」
なども、すべて
詐欺です！



「消費生活出前講座」を利用してみませんか？

- ◆最新の悪質商法について
- ◆契約トラブル等の相談事例紹介
- ◆トラブルへの対処法など

費用は
無料です



講師が各地域に
出向いて、消費生活
に関する知識
を、わかりやすく
お伝えします。

※まずは、お電話でお申し込みください



最上消費生活センター

〒996-0002

新庄市金沢字大道上 2034(最上総合支庁1階)

【相談受付】9:00~17:00

(土日祝日・年末年始除く)

【電話番号】0233-29-1370

「188」で最寄りの消費生活センターにつながります

8月・9月の無料法律相談会

■期日:8月6日(火) 9月10日(火)

■時間:13:30~15:30

■場所:最上総合支庁

■相談時間:お一人様30分となります

弁護士による専門的なアドバイスが、無料で受けられます。

事前予約が必要ですので、当センターまでお問い合わせください。

